

事業名				みやぎ県北広域汚泥肥料化事業						
No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答事項	
1	3	4	(2)	イ	(イ)	h	入札参加者の参加資格	「現場施工に着手する日までに、次のいずれにも該当する者を工事現場に専任配置できること。」とあります。通常の機械器具設置工事の場合、配置技術者を以下の通り配置することが認められています。 (1) 監理技術者と現場代理人は兼務することができる。(2) 機械器具設置工事の場合、機器工場製作期間がある為、配置技術者を工場製作期間と現場従事期間を分けて配置することができる。 本工事も同様に分離配置することが可能でしょうか。	入札説明書4 (2) イ (イ) hに記載のとおりです。なお、分離配置することは認められません。	
2	17	27	(5)				添付書類様式集	1. の質問で分離配置が可能な場合、(様式第3-7号) 配置予定技術者 (設計・工事等) の記入方法についてご教示願います。 工場製作期間技術者と現場従事期間技術者をそれぞれ分けて2段で記入。又は当初 (入札時) は工場製作技術者を記入する。	上記1. のとおりです。	
3	17	27	(5)				添付書類様式集	(5) 様式集の様式第3-4号 構成企業一覧表、様式第3-6号 導入実績調書、様式第3-8号 維持管理・運営実績調書に企業グループ名を記入する項目があります。こちらはJVを組む場合JV名 (例えば〇〇特定建設工事共同企業体) で良いのかそれとも何かグループ名を作って記入するのかをご教示願います。	任意の企業グループ名でも差し支えありません。	
4	2	4	(1)	カ			入札参加者の構成	「入札参加者が本事業の全部又は一部 (設計・工事のみまたは維持管理・運営のみ) を実施することを目的としてSPCを設置する場合は・・・」とあります。例えば、設計・工事は建設JV・維持運営はSPCという組み合わせでも参加可能と読めますがご教示願います。	お見込みのとおりです。	

令和8年7月10日
宮城県企業局水道経営課長
(公印省略)

事業名				みやぎ県北広域汚泥肥料化事業					
No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答事項
1	1、2		4	(1)	ア、イ、ウ、カ、		入札説明書 4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 (1) 入札参加者の構成	カ 入札参加者が本事業の全部又は一部（設計・工事のみ又は維持管理・運営のみ。）を実施することを目的としてＳＰＣを設置する場合は、～とありますが 『設計建設はＪＶ＋維持管理運営はＳＰＣ』の企業グループでも良いという解釈でよろしいですか。	お見込みのとおりです。
2	2、3		4	(1) (2)	オ、イ、	(ア)	入札説明書 4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 (2) 入札参加者の参加資格	(2) 入札参加者の参加資格 イ 本施設の設計・工事に必要な参加資格 (ア) a の申請は建設企業のための登録となります。 宮城県建設工事共同企業体運用基準には P2. (構成員の要件) 第 6 条特定建設工事共同企業体のすべての構成員は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。 (1) 発注しようとする工事(以下「発注工事」という。)に係る業種の全部又は一部について、 入札参加登録を受けていることとありますが 設計事務所、設計コンサルタントはＪＶへの参画は『不可』という解釈でよろしいですか。	入札説明書4 (2) イに記載のとおりです。なお、特定調達参加資格を有さない企業はJVの構成員となることはできません。
3	36	第 4	4-3	(14)			要求水準書 4-3 (14) 建築工事監理	(1 4) 建築工事監理 ・ 建築部分の工事監理は、設計を行った者以外の者が行うこと。とありますが、同一業者の別技術者であれば良いという解釈でよろしいですか。	お見込みのとおりです。
4	2、10		第9、10条 第 8 条				宮城県建設工事共同企業体運用基準	宮城県建設工事共同企業体運用基準P2. (出資割合) 第9条 代表者の出資割合は、構成員のうち最大でなければならない。とありますが、 P10. 特定建設工事共同企業体協定書（乙）第8条2 前項に規定する分担工事の価額（運営委員会等で定める。）については、別に定める ところによるものとする。とあります。 このことから乙型ＪＶの場合は代表者が最大出資者である必要はないという解釈でよろしいですか。	入札説明書4 (1) オに記載のとおりです。なお、乙型ＪＶの場合も、代表者が最大出資者となる必要があります。

令和8年7月10日

宮城県企業局水道経営課長
(公 印 省 略)

事業名				みやぎ県北広域汚泥肥料化事業						
No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答事項	
1	2		4	(1)	オ	(ア)	本施設の設計・工事に必要な参加資格	J Vを結成する場合の構成企業数は、設計・工事は5者以内、維持管理・運営は10者以内とのことですが、構成企業数を増やすことを認めていただけないでしょうか。	入札説明書4 (1) オ (ア) に記載のとおりです。	
2	3		4	(2)	イ	(ア)	本施設の設計・工事に必要な参加資格	J Vの場合はすべての構成員が「令和8年度宮城県建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格」を有することと書かれていますが、設計企業を構成企業とする場合も特定調達参加資格を有することが必要と読めます。設計企業については特定調達参加資格は不要と考えてよろしいでしょうか。	入札説明書4 (2) イに記載のとおりです。なお、特定調達参加資格を有さない企業はJVの構成員となることはできません。	
3	3		4	(2)	イ	(イ)	本施設の設計・工事に必要な参加資格	i. の部分に、「J Vの場合は構成員で、S P Cの場合は構成企業で以下の要件を満たすこと。」と書かれています。そうするとNo. 2で質問しました内容にも関係しますが、設計業務責任者は特定調達参加資格を有する企業から選出することが必要というふうに解釈できます。これは誤りではないでしょうか。	入札説明書4 (2) イに記載のとおりです。	
4	3		4	(2)	イ	(イ)	本施設の設計・工事に必要な参加資格	設計業務責任者はどういった資格を保有していることが求められるでしょうか。	資格要件の定めはありません。	
5	3		4	(2)	イ	(イ)	本施設の設計・工事に必要な参加資格	設計業務責任者以外の設計担当者について記載する様式が見当たりません。提出は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	

令和8年7月10日

宮城県企業局水道経営課長
(公 印 省 略)

入札参加資格関連に関する質問・回答書

事業名				みやぎ県北広域汚泥肥料化事業						
No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答事項	
1	2		4	(1)	オ		入札参加者の構成	「維持管理・運営は宮城県地域維持型建設共同企業体運用基準に準拠する」とありますが、同基準第7条(1)では「全ての構成員は、発注しようとする地域維持事業に係る業種の全部又は一部について、入札参加登録を受けていること」と定めています。本事業の維持管理・運営を行う構成企業においてもこの要件を満たす必要がありますか。	お見込みのとおりです。	
2	2		4	(1)	オ		入札参加者の構成	「維持管理・運営は宮城県地域維持型建設共同企業体運用基準に準拠する」とありますが、同基準第7条(2)では「構成員のうち、少なくとも一者は、『土木一式工事』で入札参加登録を受けた者」と定めています。本事業の維持管理・運営を行う構成企業においてもこの要件を満たす必要がありますか。	お見込みのとおりです。	
3	2		4	(1)	オ		入札参加者の構成	「維持管理・運営は宮城県地域維持型建設共同企業体運用基準に準拠する」とありますが、同基準第7条(3)では「全ての構成員は、条件付一般競争入札等参加資格条件設定基準（平成15年4月1日施行）第4項第2号に規定する同一の地域ブロック（以下「同一の地域ブロック」という。）内に、本社又は本店を有する者であること」と定めています。本事業の維持管理・運営を行う構成企業においてもこの要件を満たす必要がありますか。	お見込みのとおりです。	
4	2		4	(1)	オ		入札参加者の構成	「維持管理・運営は宮城県地域維持型建設共同企業体運用基準に準拠する」とありますが、同基準第7条(4)では、「構成員のうち二分の一以上は、同一の地域ブロック内に、本社又は本店が10年以上所在する者であること。」と定めています。本事業の維持管理・運営を行う構成企業においてもこの要件を満たす必要がありますか。	お見込みのとおりです。	
5	2		4	(1)	オ		入札参加者の構成	「維持管理・運営は宮城県地域維持型建設共同企業体運用基準に準拠する」とありますが、同基準第7条(5)では「全ての構成員は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1号に規定する要件を満たしていること。」と定めています。本事業の維持管理・運営を行う構成企業においてもこの要件を満たす必要がありますか。	お見込みのとおりです。	
6	4		4	(2)	ウ		本施設の維持管理・運営に必要な参加資格	本施設の維持管理・運営を行う構成員の参加資格について、入札説明書の参加資格要件に加え、「宮城県地域維持型建設共同企業体運用基準」第7条に記載されている要件も全て満たす必要がありますでしょうか。	お見込みのとおりです。	
7	4		4	(2)	ウ	b	本施設の維持管理・運営に必要な参加資格	「公告日から起算して、前15年以内の期間において、下水汚泥（下水道類似施設汚泥を含む。）を原料とした（一部でも可とする。）肥料化施設における連続した1年以上の維持管理・運営実績を有すること」と規定されています。当該維持管理・運営実績は、公共事業（地方公共団体等が発注したもの）に限定されず、民間事業者の堆肥化施設等での維持管理・運営実績であっても要件を満たすと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	

令和8年7月10日

宮城県企業局水道経営課長
（公印省略）

入札参加資格関連に関する質問・回答書

事業名				みやぎ県北広域汚泥肥料化事業							
No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答事項		
1	2	4	(1)	カ	(イ)		入札参加者の構成	S P Cへ出資する構成企業について、代表企業を唯一かつ最大の出資者とすればよく、構成企業数の上限は特に定められていないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。		
2	2	4	(2)	ア			共通の参加資格	2022年9月に国交省と農水省の連携が発表され2023年3月に原則汚泥肥料化の通知がされる等、汚泥肥料化は国産肥料製造、みどりの食料システム戦略連携、食料自給率向上を推進する国策となっております。製造する汚泥肥料は、肥料品確法の基準に遵守する他、農業従事者が利用できるよう、抗生物質耐性菌や病原性細菌等が死滅した安心安全な肥料、微生物で完熟発酵させた良質な肥料などの品質確保が必要だと思われます。今回の肥料化事業において、汚泥肥料を継続的に流通させる為には、良質な汚泥肥料の製造が必要であると考えます。本事業における参加資格として、肥料化施設の設計・建設実績のほか、肥料の流通・販売、農作物の栽培・販売の実績を有する企業参加が条件であるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書4（2）に記載のとおりです。		
3	3	4	(2)	ア	(カ)		入札参加者の参加資格	「本事業のアドバイザー業務に関係している以下の者との間に資本面及び人事面において関係がないこと。」について、同項で挙げられている企業が参画している他事業のJ V又はS P Cにおいて、入札参加者が代表企業、構成企業、出資企業となっている場合は、入札参加資格要件を満たさないとの理解でよろしいでしょうか。	資本面及び人事面の関係については、「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について（平成27年3月6日付け国地契第91号、平成30年4月26日改正）」に準拠することとしております。		
4	3	4	(2)	イ	(イ)	b	設計・工事に必要な参加資格	工事における機械器具設置工事の配置技術者は、現場施工着手時に専任配置するとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書4（2）イ（イ）に記載のとおりです。なお、工種を問わず、現場施工に着手する日までに配置技術者を専任配置する必要があります。		
5	3	4	(2)	イ	(イ)	b	設計・工事に必要な参加資格	工事における配置技術者は、汚泥肥料化施設の箇所数、処理能力、肥料製造・施肥量等の企業実績を鑑み、大規模な肥料化事業（本事業の1/3相当など）の施工実績が必要であるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書4（2）イ（イ）bに記載のとおりです。		
6	3	4	(2)	イ	(イ)	i	設計・工事に必要な参加資格	設計業務責任者は、汚泥肥料化施設の箇所数、処理能力、肥料製造・施肥量等の企業実績を鑑み、大規模な肥料化事業（本事業の1/3相当など）における実施設計の実務経験が必要との理解でよろしいでしょうか。	入札説明書4（2）イ（イ）iに記載のとおりです。		
7	3	4	(2)	イ	(イ)	j	設計・工事に必要な参加資格	代表企業は、汚泥肥料化施設の箇所数、処理能力、水処理方式相違（標準活性汚泥法、OD法など）による汚泥基質変動（汚泥量、有機物量等）、肥料製造・施肥量等の企業実績を鑑み、大規模な肥料化事業（本事業の1/3相当など）の設計・建設・運営の実績を有することが参加条件であるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書4（2）イ（イ）jに記載のとおりです。		
8	3	4	(2)	イ	(イ)	j	設計・工事に必要な参加資格	施工実績について、終末処理場の汚泥肥料化施設でコリンズ登録は建築一式ですが、機械器具設置工事（プラント機械設備およびプラント電気設備）が含まれる工事であることが要求水準書等で確認出来る場合は、実績として認めて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書4（2）イ（イ）jに記載のとおりです。なお、主たる工事が機械器具設置工事（修繕及び改修を除く。）の施工実績を対象としています。		
9	4	4	(2)	ウ			維持管理・運営に必要な参加資格	本事業では肥料登録、流通、販売などの肥料利用が含まれていることから、維持管理・運営においては、下水汚泥（下水道類似施設汚泥を含む。）を肥料化し、現在も継続的に農作物に利用されている汚泥肥料で、肥料登録の実績を有している企業が参加条件であるとの認識でよろしいでしょうか。	入札説明書4（2）ウに記載のとおりです。		

10	4	4	(2)	ウ	b	維持管理・運営に必要な参加資格	「下水汚泥（下水道類似施設汚泥を含む。）を原料とした（一部でも可とする。）肥料化施設における連続した1年以上の維持管理・運営実績を有すること。」とありますが、「連続した」とは、原料搬入設備等の修繕工事等やむを得ない期間を除き、基本毎日搬入された原料を肥料化施設において維持管理・運営の実績を有する企業が参加条件であるとの理解でよろしいでしょうか。 また、1年以上の実績には、現在も稼働を継続しており、製造した肥料の全量を肥料売買した実績も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書4（2）ウbに記載のとおりです。なお、「連続した1年以上」とは、実質的な施設の維持管理・運営期間を1年以上有することを指します。また、現在の稼働状況や製造した肥料の全量を肥料売買した実績は問いません。
11	4	4	(2)	ウ	b	維持管理・運営に必要な参加資格	「下水汚泥（下水道類似施設汚泥を含む。）を原料とした（一部でも可とする。）とありますが、実績について地方公共団体等の公的機関が発注した下水道類似施設との理解でよろしいでしょうか。	入札説明書4（2）ウbに記載のとおりです。また、民間事業者の肥料化施設での維持管理・運営実績も認められます。
12	4	4	(2)	ウ	b	維持管理・運営に必要な参加資格	維持管理・運営実績について、試運転、性能試験、実証試験、研究開発、技術確認、処理条件確認等に伴う運転管理は含まれないと理解してよろしいでしょうか。	入札説明書9（1）クに記載の維持管理・運営実績調書（様式第3-8号）により確認します。なお、試運転、性能試験、実証試験、研究開発、技術確認、処理条件確認等については実績として認められません。
13	4	4	(2)	ウ	b	維持管理・運営に必要な参加資格	「一部でも可」とは、下水汚泥又は下水道類似施設汚泥を恒常的かつ実質的な処理対象として受け入れている場合を指すとの理解でよろしいでしょうか。 すなわち、一時的な試験投入、短期間の混合、又は処理量全体に対して著しく少量の受入れは含まれないと理解してよろしいでしょうか。	「一部でも可」とは、肥料製造過程で汚泥に、もみガラ、おがくず、家畜排せつ物等が混合されている場合も実績として認めるものです。なお、処理量については問いません。
14	4	4	(2)	ウ	b	維持管理・運営に必要な参加資格	「連続した1年以上」とは、単に契約上の履行期間又は業務委託期間が1年以上であることを指すのではなく、当該期間において肥料化施設を継続的に運転管理し、下水汚泥又は下水道類似施設汚泥を恒常的かつ実質的に受け入れ、肥料化処理を行っており、汚泥肥料登録の実績を有し、現在も運営している企業の実績を指すとの理解でよろしいでしょうか。	「連続した1年以上」とは、実質的な施設の維持管理・運営期間を1年以上有することを指します。また、汚泥肥料登録の実績や現在の運営状況は問いません。
15	4	4	(2)	ウ	b	本施設の維持管理・運営に必要な参加資格	前15年以内の期間における下水汚泥を原料とした肥料化施設において一部でも可としていますが、肥料化施設全体に占める割合は、半分以上（50%以上）必要であるとの認識でよろしいでしょうか。	「一部でも可」とは、肥料製造過程で汚泥に、もみガラ、おがくず、家畜排せつ物等が混合されている場合も実績として認めるものです。なお、下水汚泥の原料比率は問いません。
16	4	4	(2)	ウ	b	本施設の維持管理・運営に必要な参加資格	前15年以内の期間における下水汚泥を原料とした肥料化施設の維持管理・運営実績において、JVまたはSPCの構成企業として実績を有している場合、SPCにおける構成比率は、最大であり、代表者であるとの理解でよろしいでしょうか。	維持管理・運営実績については、JV又はSPCの代表企業として実施した実績についても認められます。
17	4	4	(2)	ウ	c	維持管理・運営に必要な参加資格	総括責任者の資格として「下水道法施行令第15条の3各号に定める資格」とありますが、本件は肥料化施設であることから、上記の資格に加えて大規模な肥料化事業（本事業の1/3相当など）の運転管理経験を有する企業に在籍しており、1年以上の維持管理経験が必要との理解でよろしいでしょうか。	入札説明書4（2）ウcに記載のとおりです。
18	様式第3-6号					導入実績調書	導入実績を証明する書類は、コリンズも証明の対象となる理解でよろしいでしょうか。	入札説明書9（1）カに記載の導入実績調書（様式第3-6号）により確認します。なお、コリンズは導入実績を証明する書類には該当しません。
19	様式第3-7号					配置予定技術者（設計・工事時）	要件を満たす配置予定技術者を複数名記入のうえ提出してもよろしいでしょうか。	差し支えありません。
20	様式第3-9号					配置予定技術者（維持管理・運営時）	要件を満たす配置予定技術者を複数名記入のうえ提出してもよろしいでしょうか。	差し支えありません。

令和8年7月10日

宮城県企業局水道経営課長
(公印省略)